

令和3年3月31日
政策統括官**政策レビュー評価書を決定しました**
～5テーマについて政策評価を実施～

令和2年度に政策レビューを実施した5テーマ（「運輸安全マネジメント制度」、「水資源政策」、「住生活基本計画」、「北海道総合開発計画の中間点検」、「産業分野における気象データの利活用促進」）の評価結果を取りまとめ、評価書を決定いたしました。

国土交通省では、政策レビューをはじめとする政策評価を積極的に推進しています。政策レビュー（特定テーマの事後評価）は、実施中の施策等であり国土交通省の政策課題として重要なものの中から、大括りのテーマを毎年数テーマ選び、掘り下げた検証・分析を行い、課題と改善方策を発見するものです。

この度決定した5テーマの評価書については、下記のホームページに掲載しております。

○政策レビュー結果（評価書）は、下記 URL に掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000008.html

（別紙）「令和2年度 政策レビュー結果（評価書）」の概要（5テーマ）

（お問い合わせ先）

【政策レビュー制度について】

政策統括官付政策評価官室 政策評価企画官 久保田、評価第二係長 岡安

TEL: (03) 5253-8111 (内線 53405、53414) 直通 (03) 5253-8807 FAX: (03) 5253-1708

【運輸安全マネジメント制度】

大臣官房 運輸安全監理官付 企画調整官 高橋

TEL: (03) 5253-8111 (内線 22052) 直通 (03) 5253-8797 FAX: (03) 5253-1531

【水資源政策】

水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課 課長補佐 栗林

TEL: (03) 5253-8111 (内線 31165) 直通 (03) 5253-8386 FAX: (03) 5253-1581

【住生活基本計画】

住宅局 住宅政策課 住宅活用調整官 田村、係長 橋本

TEL: (03) 5253-8111 (内線 39243、39220) 直通 (03) 5253-8504 FAX: (03) 5253-1627

【北海道総合開発計画の中間点検】

北海道局 参事官付 開発専門官 村椿

TEL: (03) 5253-8111 (内線 52214) 直通 (03) 5253-8771 FAX: (03) 5253-1672

【産業分野における気象データの利活用促進】

気象庁 情報基盤部 情報利用推進課 気象ビジネス支援企画室 調査官 福井

TEL: (03) 6758-3900 (内線 3182) 直通 (03) 3434-9076 FAX: (03) 3434-9050

レビューの概要

評価の目的・必要性

輸送の安全の確保は、運輸事業の根幹であり、不断の改善・向上の取組みが不可欠な最重要課題であるため、平成22年度に行った政策レビューから10年の経過を機に、運輸安全マネジメント制度が輸送の安全の確保に寄与できているかを検証する必要がある。

運輸安全マネジメント評価により、運輸事業者において、経営トップのリーダーシップの下、自主的な安全管理体制の構築が的確に実施されているかについて、施策の成果を検証し、輸送の安全確保を徹底するために国土交通省として今後取り組むべき施策の方向性をとりまとめることを目的とする。

評価対象・政策の目的

運輸安全マネジメント制度

評価の視点

- ①運輸事業者の自主的な安全管理体制の確立に貢献しているか。
- ②運輸事業者における取組についてPDCAサイクル等を通じ着実に改善が図られているか。
- ③輸送の安全向上につながっているか。

評価の手法

3つの手法により、運輸安全マネジメント制度の事業成果として安全管理体制の構築が図られているか、政策効果として安全性が向上しているか検証する。

- ①マクロの視点から、運輸安全マネジメント評価の情報をを用いたモード毎、事業規模毎の取組の達成状況、各モードの事故発生状況の変化、保険金支払い状況の変化等を分析。
- ②ミクロの視点から、個別の事業者へのヒアリングにより、意識の変化、取組の達成状況、事故削減状況、PDCAサイクルの状況等についてケーススタディを行った結果等を分析。
- ③この他、運輸事業者の防災・事業継続に関する取組、施策間連携等について検討。

評価結果

マクロの視点

(1) 運輸安全マネジメント評価14項目の充足率

輸送モード毎の充足率で比較すると、鉄道モードの充足率は総じて高く、自動車及び海事モードは低評価の項目も多く、輸送モード毎による差異が見られた。また、大規模事業者と中小規模事業者で比較した際には全般的に大規模事業者の充足率が高い。

(2) 輸送モード毎の事故件数状況

鉄道、自動車、海事モードにおける事故は長期的に見て、減少傾向にあり、航空モードにおける事故は抑制傾向の結果となった。事故の削減、抑制の要因として、各モードにおいて車両等の安全技術の進歩、社会インフラの改良等に加え、運輸安全マネジメント評価の実施による安全管理体制の構築が考えられる。

ミクロの視点

(1) 各輸送モード個別事業者における充足率の変化

運輸安全マネジメント評価の経年変化については、充足率が前回評価よりも下がっている場合が一部見られるが、全般的には評価を繰り返すことにより充足率が向上していく傾向にあり、取組のスパイラルアップが図られている。

(2) 事業者ヒアリング結果

全社が運輸安全マネジメント制度導入により、経営トップ及び社員の安全意識の向上、事故要因の分析収集に着手、事故損害額の減少等、安全管理体制の向上を実感と回答。

7社が「(7) 事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用」、5社が「(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保」が運輸安全マネジメント評価14項目の中で特に事故削減に寄与していると回答。全社が安全管理のためにドラレコを事故検証等に活用する等ICTやAIについて活用していると回答。

主な課題

●内部監査について

事業者は人材確保、人材育成に苦慮しており、取組が十分に進んでいない。安全管理上のリスク把握ができていない。

●事故・ヒヤリハットについて

情報収集・分析が十分に行われていない。

●中小事業者について

機器の高度化、要員確保等に苦慮し、大手と比較して取組が遅れている。

●他の安全施策との関係

運輸安全マネジメント評価の成果について、他の安全施策への活用が進んでいない。また自然災害等今日的課題への対応が必要。

今後の対応方針

●内部監査の強化のための支援

- (大手) 運輸安全マネジメント評価を通じた事業者のリスク把握能力の向上
- (中小) 内部監査体制が十分でない事業者でも取り組める基本的な内部監査手法の展開。
- 事業者の課題(リスク)の理解を深める内部監査セミナーの開催。

●ヒヤリハットの収集、分析、活用による事故防止対策の推進

- ドライブレコーダーの分析による事故多発地点の解消等の優良事例の収集・展開。
- 事業者のヒヤリ・ハット収集・分析能力の向上を図るセミナー及びガイドラインの充実強化。

●大手事業者のノウハウ活用による中小事業者の取組促進

- 事業者におけるグループ企業の横断的な安全管理の構築。
- 第三者機関による中小自動車事業者に対する評価の推進。

●他の安全施策への運輸安全マネジメント評価の成果の活用

- 安全規制について、運輸安全マネジメントの成果を活用。

●運輸防災マネジメントの推進等新たな課題への対応

- 気象庁、地方整備局等と連携した自然災害情報の的確な活用のためのワークショップの開催等。
- 運輸防災マネジメントに係る評価実施及び災害対応調整機能強化のための地方運輸局の評価・防災体制の強化。

水資源政策

レビューの概要

評価の目的・必要性

水資源政策については、平成26年度の政策レビュー以降、これまでの需要主導型の「水資源開発の促進」から、顕在化するリスクや課題に対応するためのリスク管理型の「水の安定供給」に方針を転換した。これまで、この方針に沿って具体的な施策を展開してきたところであるが、水資源政策の目的を達成するため、各施策の実施状況、成果や課題を踏まえ、今後の施策の展開に反映させることを評価の目的とする。

評価対象・政策の目的

安定的な水資源の確保のための施策を推進するとともに、生活や産業において安全・安心な水利用が実現する社会を構築することを政策の目的とする。その上で、リスク管理型の「水の安定供給」に向けた水資源政策や関連する諸施策のうち、①水資源開発基本計画の策定、②水資源の利用の合理化等に関する重要事項（水利用の合理化、雨水利用の推進、地下水利用と地盤沈下対策）、③水源地域の振興、を評価対象とする。

評価の視点

(1) 水資源政策の進捗状況

上記の評価対象について、前回評価時（平成26年度）以降の進捗や妥当性の観点から評価する。

(2) 前回評価時からの状況の変化を踏まえた対応状況

危機的な渇水、大規模自然災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故等、顕在化するリスクや課題に対応するためのリスク管理型の「水の安定供給」への対応について、進捗や妥当性の観点から評価する。

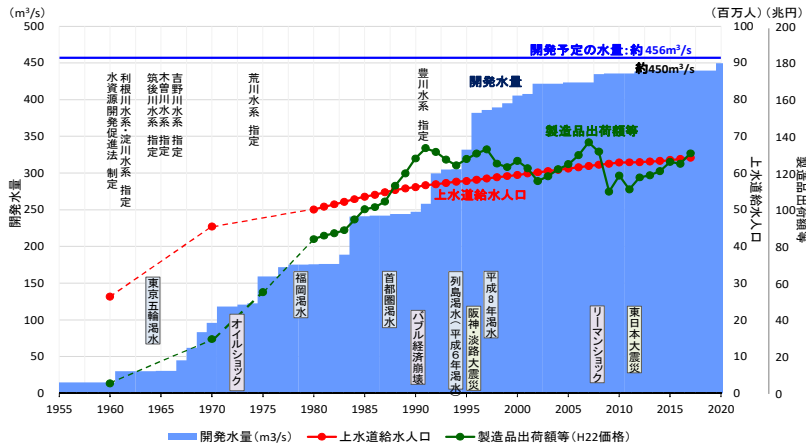
評価の手法

水需給に関わる各種データ（水需給データ、各種施設の整備率等）を収集、分析し、これまでの水資源政策の進捗、達成状況について評価する。その上で、今回は特に、水供給にかかるリスクとリスク評価手法を検証するとともに、今後の水資源政策の推進上の課題及びこれを踏まえた対応と政策への反映の方向について検討する。

評価結果① (1) 水資源政策の進捗状況

(1) 水資源開発基本計画の策定

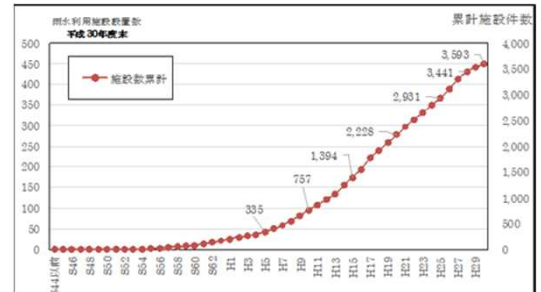
水資源開発基本計画に基づき水資源開発が進捗し、水供給の目標は概ね達成しており、渇水被害を軽減している。



水資源開発水系における開発水量、上水道給水人口及び製造品出荷額等の推移

(2) 水資源の利用の合理化等に関する重要事項

水利用の合理化、雨水利用、地下水の適切な保全・利用が促進している。



雨水利用施設数の推移（雨水利用施設は増加）

	濃尾平野	筑後・佐賀平野	関東平野北部	
2cm以上沈下面積 (km ² /年)	平成6年	77	134	962
	令和元年 (直近値)	0	0	0

近年の地盤沈下量（要綱3地域）
水源転換等により地盤沈下は近年沈静化傾向

(3) 水源地域の振興

水源地域対策特別措置法に基づき新たに2つ「指定ダム」を指定、2つのダムで水源地域整備計画を決定、15のダムで整備事業が完了した。

令和元年度末時点で94のダムで水源地域整備計画を決定し、79ダムで事業完了。現在、15のダムで事業を実施している。

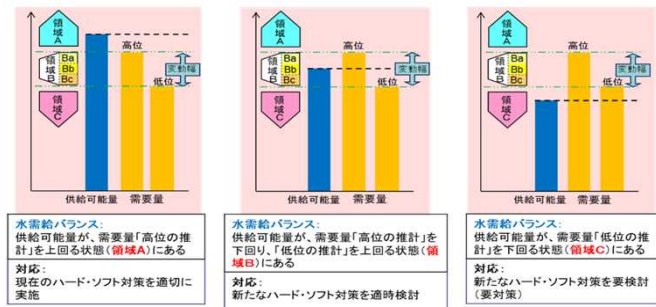
ソフト対策「水源地域支援ネットワーク」「水の里旅コンテスト」により地域活性化に寄与している。



評価結果②（２）「リスク管理型の水の安定供給」の進捗状況

○リスク評価の取組

リスク管理型の水資源開発基本計画策定時におけるリスク評価フローを確立するとともに、吉野川水系において評価を実施した。



渇水リスクの区分と対応

	渇水リスクの分析・評価						危機的な渇水時の対策		
	10年に1度程度の渇水時 (水供給の安全度を確保)			危機的な渇水時 (危機時に必要な水を確保)			危機的な渇水時の対策 (危機時に必要な水を確保するための対策)		
	水道用水	工業用水	都市用水	水道用水	工業用水	都市用水	水道用水	工業用水	都市用水
徳島県	領域A	領域A	領域A	領域C	領域A	領域A	領域Bb	領域A	領域A
香川県	領域Bc	領域C	領域Dc	領域C	領域C	領域C	領域Bc	領域C	領域C
愛媛県	領域A	領域C	領域C	領域A	領域C	領域C	領域A	領域Bc	領域Dc
高知県	領域A	領域A	領域A	領域Bc	領域Bb	領域Dc	領域Ba	領域Bb	領域Dc
4県合計	領域Dc	領域Dc	領域Dc	領域C	領域Dc	領域Dc	領域Dc	領域Dc	領域Dc

吉野川水系における水需給バランスの点検結果一覧表

○リスク評価に基づいた施策の取組状況

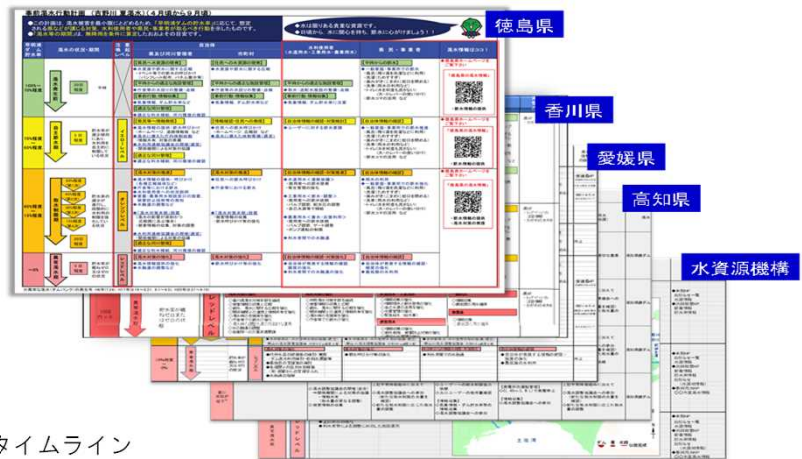
(1) リスク管理型の水資源開発基本計画の策定

全7水系6計画のうち、渇水が頻発している吉野川水系を先行して水資源開発基本計画の全部変更に着手し、平成31年4月に閣議決定した。

(2) 渇水対応タイムラインの策定

令和3年2月までに、国が管理する4水系で渇水対応タイムラインの運用を開始。吉野川水系では、国、四国四県、水資源機構が連携し渇水対応タイムラインを作成し、令和3年1月に運用を開始した。

(右図) 吉野川水系渇水対応タイムライン



主な課題

(現在推進している水資源政策の課題)

- 水資源開発基本計画の策定
リスク管理型の水資源開発基本計画の策定が吉野川の1水系のみに留まっている。
- 水資源の利用の合理化等に関する重要事項(水利用の合理化)
水利用の更なる合理化や渇水対応タイムラインの作成を、更に進めていく必要がある。
(雨水利用の推進)
雨水利用にかかる地方自治体の計画策定が一部に留まっている。
- (地下水利用と地盤沈下対策)
地盤沈下は近年沈静化しているものの、渇水時に短期的な地下水位の低下が生じた場合などに地盤沈下が進行する恐れがある。
- 水源地域の振興
水源地域対策特別措置法に基づく施策を着実に進めていく必要がある。また、ソフト対策では活動の一層の拡大及び活性化を図る必要がある。

(新たな課題)

- 渇水リスク評価手法の確立と気候変動の影響評価手法を確立する必要がある。
- 水供給の質向上に向けた取組を推進する必要がある。
- 新型コロナウイルスに伴う水需要等の変化への対応が必要である。

今後の対応方針

(現在推進している水資源政策の課題への対応方針)

- 水資源開発基本計画の策定
残る6水系5計画について早期にリスク管理型の計画を策定する。
- 水資源の利用の合理化等に関する重要事項(水利用の合理化)
・平時において、水利用の更なる合理化を推進するため、用途をまたがる転用を更に進めていくとともに、節水の取組についても更に推進する。
・渇水対応タイムラインの作成促進等により、関係者が連携して危機的な渇水に備える取組を直轄河川で進め、更に都道府県管理河川にも拡充する。
- (雨水利用の推進)
雨水の利用推進に関する法律に基づく「都道府県方針」・「市町村計画」の策定を促すとともに、更なる雨水利用施設の増加のための支援の充実を図る。
- (地下水利用と地盤沈下対策)
地下水データベースの構築や、地域の実情に応じた地下水マネジメントの取組を推進する。
- 水源地域の振興
水源地域整備計画に基づく事業の着実な推進するとともに、水源地域交流拡大のため情報蓄積やSNS等様々な媒体で共有・発信、水源地域の観光資源の発掘・プロモーション活動の取組を充実させる。

(新たな課題への対応方針)

- 渇水リスク評価手法の確立および評価の実施、分かり易い渇水リスク情報の発信。気候変動の影響も踏まえた将来の渇水リスク評価方法を検討する。
- 地下水のデータを収集し災害時などの非常時の際に地盤沈下等を生じさせない形での地下水の利用のあり方などを検討する。
- 水資源開発基本計画において、中間点検を行う際に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における水需要の実績を把握し、その変化の要因を分析する。

住生活基本計画

レビューの概要

評価の目的・必要性

「住生活基本法」（平成18年法律第61号）に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）を策定し、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図ってきた。現行計画については、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うこととされており、新たな住生活基本計画の策定に向け、現行計画における目標の達成状況等について評価を行う必要がある。

現行計画における目標の達成状況等の分析・評価を通じ、新たな住生活基本計画に反映することを目的とする。

評価対象・政策の目的

住生活基本計画（全国計画）は、住生活基本法第15条に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

評価の視点

以下の視点から評価を行う。

- ①住生活基本計画（全国計画）の目標が達成されているか。
- ②目標を達成するための基本的な施策は具体的にどのように実施され、どのような効果があったのか。
- ③成果指標は、住生活基本計画（全国計画）の目標の達成状況を把握するのに適切なものとなっているか。

評価の手法

以下の手法により評価を実施する。

- ①現行計画において設定している成果指標について、住宅・土地統計調査、住生活総合調査、住宅市場動向調査、空家実態調査等に基づく定量的・定性的な分析を行い、その達成状況を評価するとともに、効果や課題を分析。
- ②目標の達成状況や近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、現行計画における基本的な施策等に関し、施策の効果や課題について評価・分析を実施。

評価結果

	成果指標		実績		現行計画の 目標値	新計画での 取り扱い
			策定時	最新値		
1	子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積	全国	42%(H25)	42%(H30)	50%(R7)	観測指標 へ移行
		大都市圏	37%(H25)	39%(H30)	50%(R7)	
2	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合		2.1% (H26)	2.5%(H30)	4%(R7)	継続
3	高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合		77%(H26)	75%(R元)	90%(R7)	観測指標 へ移行
4	都市再生機構団地（大都市圏のおおむね1000戸以上の団地約200団地が対象）の地域の医療福祉拠点化		0団地(H27)	84団地 (R元)	150団地程度(R7)	観測指標 へ移行
5	建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率		—	86%(H30)	概ね9割 (H28～R7 の建替団地)	観測指標 へ移行
6	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率		41%(H25)	42%(H30)	75%(R7)	要件見直し
7	最低居住面積水準未達率		4.2% (H25)	4.0%(H30)	早期に解消	観測指標 へ移行
8	既存住宅流通の市場規模		4兆円(H25)	4.5兆円 (H30)	8兆円(R7)	継続
9	既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合		5%(H26)	14%(R元)	20%(R7)	要件見直し
10	新築住宅における認定長期優良住宅の割合		11.3% (H26)	12.1% (R元)	20%(R7)	観測指標 へ移行
11	耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率		18%(H25)	13%(H30)	概ね解消 (R7)	継続
12	リフォームの市場規模		7兆円(H25)	7兆円(H30)	12兆円(R7)	継続
13	省エネ基準を充たす住宅ストックの割合		6%(H25)	11%(H30)	20%(R7)	観測指標 へ移行
14	マンションの建替え等の件数		約250件 (H26)	325件 (H30)	約500件 (R7)	観測指標 へ移行
15	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合		46%(H25)	54%(H30)	70%(R7)	継続
16	空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合		0割(H26)	6.3割 (R元)	概ね8割(R7)	観測指標 へ移行
17	賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数		318万戸 (H25)	349万戸 (H30)	400万戸程 度に抑制 (R7)	継続
18	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積		約4,450ha (H27)	2,982ha (R元)	概ね解消 (R2)	要件見直し

新たな住生活基本計画

住生活基本法
平成18年6月施行

現行の住生活基本計画（全国計画）
【計画期間】 平成28年度～37年度

おおむね5年毎に見直し

新たな住生活基本計画（全国計画）
【計画期間】 令和3年度～令和12年度

住生活をめぐる現状と課題

○世帯の状況

- ・子育て世帯数は減少。高齢者世帯数は増加しているが、今後は緩やかな増加となる見込みである。
- ・生活保護世帯や住宅扶助世帯数も増加傾向にある。

○住宅ストック

- ・旧耐震基準や省エネルギー基準未達成の住宅ストックが多くを占めている。既存住宅流通は横ばいで推移している。
- ・居住目的のない空き家が増加を続ける中で、周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家も増加している。

○多様な住まい方、新しい住まい方

- ・働き方改革やコロナ禍を契機として、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まってきている。
- ・テレワーク等を活用した地方、郊外での居住、二地域居住など複数地域での住まいを実践する動きが本格化している。

○新技術の活用、DXの進展等

- ・5Gの整備や社会経済のDXが進展し、新しいサービスの提供や技術開発が進んでいる。
- ・住宅分野においても、コロナ禍を契機として、遠隔・非接触の顧客対応やデジタル化等、DXが急速に進展している。

○災害と住まい

- ・近年、自然災害が頻発・激甚化。あらゆる関係者の協働による流域治水の推進等、防災・減災に向けた総合的な取組が進んでいる。
- ・住まいの選択にあたっては、災害時の安全性のほか、医療福祉施設等の整備や交通利便性等、周辺環境が重視されている。

○上記課題に対応するため、3つの視点から8つの目標を設定し、施策を総合的に推進

① 「社会環境の変化」の視点

目標1 新たな日常、DXの推進等

- (1)居住の場の多様化・柔軟化の推進 (2)新技術を活用した住宅の契約・取引、生産・管理プロセスのDXの推進

目標2 安全な住宅・住宅地の形成等

- (1)安全な住宅・住宅地の形成 (2)災害発生時における被災者の住まいの早急な確保

② 「居住者・コミュニティ」の視点

目標3 子どもを産み育てやすい住まい

- (1)子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 (2)子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり

目標4 高齢者が安心して暮らせるコミュニティ等

- (1)高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 (2)持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり

目標5 セーフティネット機能の整備

- (1)住宅確保要配慮者の住まいの確保 (2)福祉施策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

③ 「住宅ストック・産業」の視点

目標6 住宅循環システムの構築等

- (1)既存住宅流通の活性化 (2)適切な維持管理・修繕等 (3)世代をこえて取引されるストックの形成

目標7 空き家の管理・除却・利活用

- (1)空き家の適切な管理の促進等 (2)立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進

目標8 住生活産業の発展

- (1)住生活産業の担い手の確保・育成 (2)生産性向上や海外展開の環境整備等

新たな住生活基本計画における成果指標

区分	項目	成果指標案	現状値	目標値	現行計画との関係
目標 1	DX関係	DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合	0% (R2)	100% (R7)	新規
目標 2	災害関係	地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合	- (R2)	5割 (R7)	新規
		耐震基準が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率	13% (H30)	概ね解消(R12)	継続
目標 3	子育て関係	危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率	【面積】 約2,220ha (R2) 【ソフト対策】 約46% (R2)	【面積】 概ね解消(R12) 【ソフト対策】 100%(R7)	要件見直し
		民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	約1割 (H30)	2割 (R12)	新規
目標 4	高齢者関係	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率	【公的賃貸住宅団地全体】 29% (R元) 【UR団地の医療福祉拠点化】 128団地(R元)	【公的賃貸住宅団地全体】 おおむね4割 (R12) 【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地程度 (R12)	新規
		高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合	17% (H30)	25% (R12)	要件見直し
目標 5	セーフティネット関係	高年齢人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.5% (H30)	4% (R12)	継続
目標 5	セーフティネット関係	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率	25% (R2)	50% (R12)	新規
目標 6	既存住宅・優良住宅ストック関係	既存住宅流通及びリフォームの市場規模	12兆円 (H30)	14兆円 (R12)	継続
		住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合	15% (R元)	50% (R12)	要件見直し
		25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	54% (H30)	75% (R12)	継続
		住宅ストックのエネルギー消費量の削減率 (H25年度比)	3% (H30)	18% (R12)	新規
		認定長期優良住宅のストック数	113万戸(R元)	約250万戸 (R12)	新規
目標 7	空き家関係	市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数	9万物件 (H27~R2)	20万物件 (R3~12)	新規
		居住目的のない空き家数	349万戸 (H30)	400万戸程度におさえる(R12)	継続

新たな住生活基本計画における施策間連携

- 新たな住生活基本計画に記載予定の施策のうち、特に以下について、関係省庁・省内関係部局との連携のもとで施策の推進に努める。

(1) 高齢者対策・住宅セーフティネット対策に係る施策

関係者

厚生労働省(社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、子ども・家庭局)
法務省(矯正局、保護局)

主な取組

- 国・地方それぞれにおいて、住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、住居確保給付金等の生活困窮者自立支援、生活保護、再犯防止等に関する生活相談・支援体制の確保(目標5関係)
- 住宅団地での建替えや再開発等における医療福祉拠点、高齢者支援施設、コミュニティスペース等の生活支援や地域交流の拠点整備など、地域で高齢者世帯が暮らしやすい環境の整備(目標4関係)等

(2) 省エネルギー対策に係る施策

関係者

経済産業省(資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部)
環境省(地球環境局)

主な取組

- 省エネルギー性能の一層の向上、リフォームや建替えによる良質な住宅ストックへの更新(目標6関係)
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅の省エネルギー性能を向上させるための義務づけを含む規制強化を検討(目標6関係)
- 住宅事業者の省エネルギー性能向上に係る取組状況の集約と消費者へのわかりやすい提供(目標6関係)
- 省エネ・創エネ性能を向上させる技術開発の推進(目標8関係)等

(3) 安全な住宅・住宅地の形成に係る施策

関係者

国土交通省(都市局、水管理・国土保全局)
内閣府(防災担当)

主な取組

- 地方公共団体の防災・まちづくり・建築等の部局間連携を強化し、地域防災計画・立地適正化計画等を踏まえた浸水対策等を推進(目標2関係)
- 避難計画に基づく避難体制や避難施設の整備、避難場所の確保と連携した住宅改修や盛土等による住宅・住宅地の浸水対策の推進(目標2関係)
- 密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化(目標2関係)等

北海道総合開発計画の中間点検

レビューの概要

評価の目的・必要性

【目的】

第8期北海道総合開発計画（平成28年3月閣議決定。以下、「第8期計画」という。）の主要施策に係る重点的に進める施策（以下、「重点施策」という。）の進捗状況を把握し、課題を明らかにすることにより、今後の計画の方向性及び重点施策等の検討に資することを目的に実施する。

【必要性】

第8期計画において、「計画の推進に当たっては、「政策の企画立案→実施→評価→改善」というマネジメントサイクルに沿った効率的かつ効果的な進行管理を図り、着実に施策を推進するため、人口、経済、社会等に関する各種指標や施策の進捗状況についてモニタリングを実施し、必要に応じ有識者による検討等を通じて、以後の施策推進に適切に反映する。また、社会や時代の要請の変化を踏まえつつ、主要施策、期間等について弾力的運用又は必要に応じた見直しを図るとともに、計画策定からおおむね5年後に計画の総合的な点検を実施することとされている。

評価対象・政策の目的

【評価対象】

第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日閣議決定)(計画期間：平成28年度～おおむね令和7年度まで)

【政策の目的】

北海道開発の基本的意義は、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることにある。

第8期計画では、人口減少・高齢化の急速な進展等により、食や自然環境等北海道の強みを提供し、我が国全体に貢献している「生産空間」の維持が困難となる恐れがあることから、今後10年間を「生産空間のサバイバル」、「地域としての生き残り」を賭けた重要な期間として、北海道の強みである「食」と「観光」を戦略的産業として位置付け、食と観光を担う「生産空間」を支えながら、「世界水準の価値創造空間」の形成を目指す。

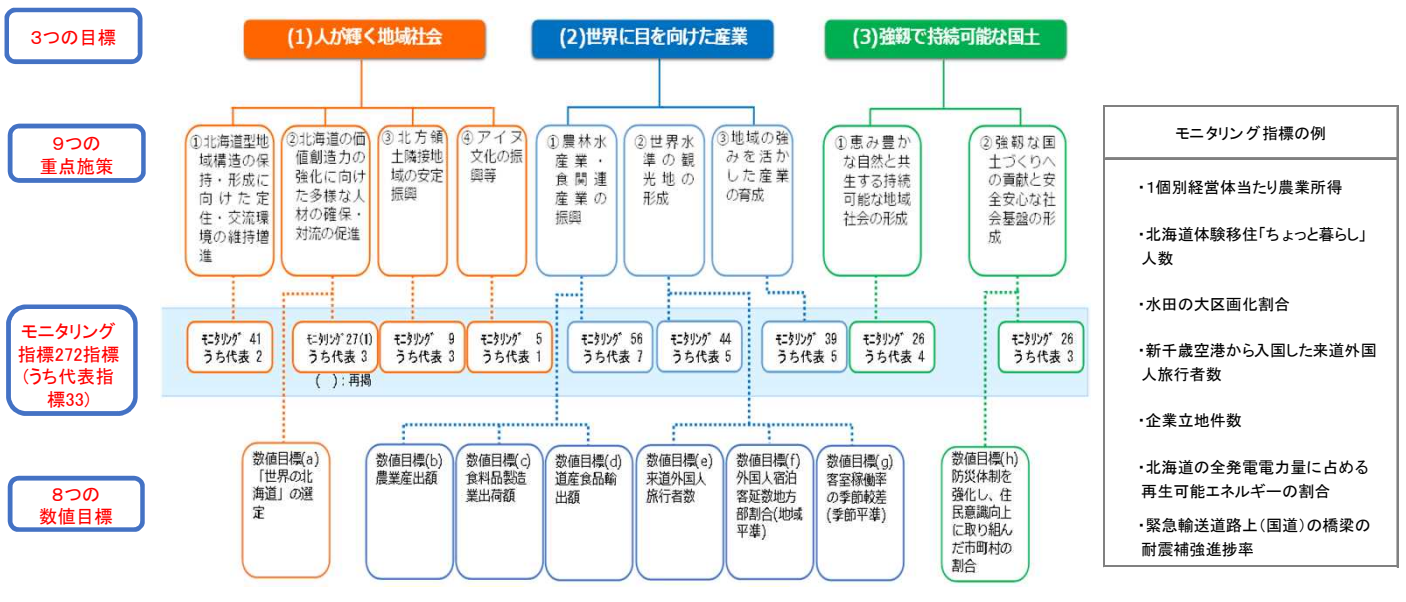
評価の視点

第8期計画に設定された目標に対する現状の把握と課題について、以下の2つの観点から総合的に評価を行う。

- 第8期計画の重点施策の推進状況
- 目標を達成するため推進することとした重点施策の目標達成への有効性

評価の手法

目標の達成状況等を確認するために設定したモニタリング指標の変化を把握するとともに、モニタリング指標のうち重点施策の評価に当たって設定した代表的な指標（代表指標）及び数値目標等により課題等を分析し、総合的に評価を行う。



評価結果

9つの重点施策の分析・評価において記載したモニタリング指標全体をまとめると、264指標（全272指標から経年比較に馴染まない指標を除く）のうち上昇した（望ましい方向へ変化した）ものは134指標（51%）、下降した（望ましくない方向に変化した）ものが30指標（11%）、変化がなかったものは100指標（38%）であった。

なお、下降した指標については今後も注視し、必要な分析を行っていく。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、引き続き、その影響を把握していく。

9つの重点施策毎の代表指標等を分析・評価したところ、各種施策により一定の進捗・成果は得られたが、下記の課題も明らかとなった。

重点施策	モニタリング指標数					評価
	上昇傾向	横ばい	下降傾向	経年比較に馴染まない	合計	
(1) 人が輝く地域社会の形成						
①北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進	18(44%)	15(37%)	8(20%)	0	41	一定の進捗
②北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進	13※1(48%)	13(48%)	1(4%)	0	27※1	一定の進捗
③北方領土隣接地域の安定振興	4(44%)	2(22%)	3(33%)	0	9	一定の進捗
④アイヌ文化の振興等	3(75%)	1(25%)	0(0%)	1	5	概ね進捗
(2) 世界に目を向けた産業の振興						
①農林水産業・食関連産業の振興	23(41%)	22(39%)	11(20%)	0	56	一定の進捗
②世界水準の観光地の形成	28(67%)	12(29%)	2(5%)	2	44	概ね進捗
③地域の強みを活かした産業の育成	19(53%)	14(39%)	3(8%)	3	39	一定の進捗
(3) 強靱で持続可能な国土の形成						
①恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成	10(42%)	12(50%)	2(8%)	2	26	一定の進捗
②強靱な国土づくりへの貢献と安全安心な社会基盤の形成	17(65%)	9(35%)	0(0%)	0	26	概ね進捗
全体	134※2(51%)	100(38%)	30(11%)	8	272※2	一定の進捗

() : 「経年比較に馴染まない」を除いた割合、※1:再掲1含む、※2:重複除く

1 分析・評価を踏まえた今後の方向性

分析・評価（主な課題）

(1) 人が輝く地域社会の形成

- ① 地方部で人口減少と高齢化が進行。農業従事者の所得は増加しているが、地方部に住み続けられるよう生活機能の確保が必要。
- ② 活動人口の確保に向けた取組は進展しているが、地域の担い手不足・人材育成が課題。
- ③ 漁業生産量、一人当たり主要生産額が減少傾向にあり地域経済は依然として厳しい。
- ④ ウポポイの全国での認知向上が必要。

(2) 世界に目を向けた産業の振興

- ① 農業産出額は増加しているが、一部主要製品の生産量が減少傾向。農業及び水産業の就業者数が減少。「食」の高付加価値化、食の海外展開等に関しては更なる施策の推進が必要。
- ② 来道外国人旅行者数は増加し、客室稼働率の季節較差は減少傾向だが、外国人宿泊客数の道央圏以外の地方部割合は約3割と低い状況で推移。
- ③ 情報産業の売上げ等は伸びているが、北海道全体の製造品出荷額が減少。

(3) 強靱で持続可能な国土の形成

- ① 再生可能エネルギーの導入は全国を上回っているが、更なる推進が必要。
- ② 冬期災害に備えた訓練の実施自治体数が3割に留まる。社会資本の老朽化への対応は進捗しているが、これに携わる自治体等の人材不足への対応が課題。

今後の方向性

- ① 農林水産業の基盤整備や交通ネットワークの整備等を推進。モデル圏域の取組を重点化し、地域の課題解決に向けた取組の普及・支援。
- ② 「北海道価値創造パートナーシップ活動」等の機能を充実させ、関係機関等と連携し人材の発掘・育成を推進。
- ③ 引き続き進行計画に基づく施策を推進。
- ④ ポストコロナに向けた誘客促進の取組(広報活動、コンテンツの充実等)の推進。アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進。

- ① 農業の基盤整備、漁港機能の集約や有効活用等を推進。一次加工品の生産拠点整備の促進と効率的な輸送体系の構築等に資する施設整備等を推進。
- ② 地方部の地域資源・特性を最大限活用した多様なメニューのより一層の充実及び受入環境整備等を推進。
- ③ 北海道の強みを活かした戦略的産業の振興、リスク回避を目的とした企業立地等を通じて雇用創出力の強化が図れるよう物流機能を強化。

- ① グリーンインフラの取組を更に推進。風力・バイオマス等の再生可能エネルギーの更なる導入。
- ② 冬期における災害時の訓練等、ソフトと組み合わせた対策を国・地域が連携して推進。戦略的なインフラ老朽化対策の推進。

2 最近の自然・社会・経済情勢の変化を踏まえた主な施策の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、以下の施策を加速化・重点化して取り組むことが必要である。

1) 分散型の国土づくりを先導していくため、北海道型地域構造の保持・形成に係る取組を加速

- ① 食と観光等の振興及び広域分散型の拠点間のネットワーク整備等を通じ、移住者等の受入れ環境や働く機会・場の創出強化
- ② 公的施設の地域の拠点化にあわせ、地方部のスマート化の促進

2) 我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速

- ① 農地の大区画化等の基盤整備とサプライチェーンの構築等による食料供給力の強化等
- ② 農林水産業のスマート化の加速を促進
- ③ フードチェーンのデータ連携の促進

3) 国内外の新たな観光需要を取り込んだ観光の活性化

- ① 地域資源等を活用した生産空間の魅力向上やブランド化の推進
- ② インバウンドの回復に備えた多言語表記等の受入環境整備
- ③ 観光客の地方部への分散、周遊を支える受入環境整備の推進
- ④ 多様な観光メニューの充実

4) 環境保全・2050年カーボンニュートラルに向けた取組

- ① 水素や再生可能エネルギーの利活用等の促進及び地域分散型エネルギーシステム構築に向けた取組の推進
- ② 交通ネットワーク等の効率化・低炭素化やグリーンインフラ等による吸収源対策の推進及び温室効果ガス排出削減対策の促進

5) 激甚化・頻発化する災害等への対応/冬期複合災害への備え

- ① 大規模自然災害に対するハード・ソフト対策を国、地域が連携して推進
- ② 冬期複合災害発生時の被害を最小限に抑える
- ③ 「流水治水」への転換
- ④ 人口減少下での生産性向上や感染症等の危機に強い社会経済システム構築のため、インフラ分野のDXを推進

※感染症の影響に留意し、各施策の進捗状況等に係るPDCAを行うとともに、現場で喫緊に対応すべき課題に対してはデータ等をよく観察し臨機応変に対応する。また、北海道開発分科会計画推進部会において「引き続き各施策・取組に対して助言等により計画推進を後押しするとともに、計画の推進状況を確実に点検する」とされていることから、同部会委員からの意見等も踏まえ、今後の計画推進の検討に活用していく。

産業分野における気象データの利活用促進

レビューの概要

評価の目的・必要性

人口減少・少子高齢化が進む我が国産業の生産性向上を図るうえで、幅広い産業に関連する気象データの利活用促進は、国民や産業のニーズが高い政策テーマとして期待される。このため、毎年度実施する業績指標全体の進捗に対する政策評価と併せて、政策レビューの目的である「特定のテーマについてより掘り下げた総合的な評価」として採り上げる必要がある。

本政策レビューは、産業界において気象データが利活用されていない原因やボトルネックを把握し、その解消のための今後の対策や取組方針を整理することにより、気象データの利活用の促進の取組の改善・充実を図ることを目的として実施する。

評価対象・政策の目的

気象ビジネス推進コンソーシアム（WXBC）における活動など、産業分野における気象データの利活用促進に関する、気象庁の取組を対象とする。

評価の視点

産業分野における気象データの利活用促進について、以下の3つの施策について評価する。

- ①基盤的気象データのオープン化・高度化
- ②気象データ利活用に係る普及啓発
- ③気象データを利活用できる人材の育成

評価の手法

気象庁において、企業を対象に実施した、以下の2つのアンケート調査をもとに評価を行う。

- ・産業界全体における気象データの利活用状況等の調査（令和元年度）
- ・気象データの利活用が進んでいない業種等に対する調査（令和2年度）

評価結果

<基盤的気象データのオープン化・高度化>

- ・引き続き気象データの精度向上や高解像度化を進めるとともに、気象庁が提供する基盤的な気象データの更なる拡充を図っていく必要がある。
- ・大容量化が進む気象データ等を、配信から共有へと発想を転換していく必要がある。

<気象データ利活用に係る普及啓発>

- ・引き続き、WXBCでの活動等を通じて、気象データ利活用に係る普及啓発活動に取り組んでいく必要がある。
- ・ユーザー企業に対しては、気象データを利活用することによる具体的な費用対効果を示し、理解促進に努めていく必要がある。
- ・ベンダー企業が提供する気象サービスについても普及啓発し、ユーザー企業における利用促進に努めていく必要がある。

<気象データ利活用ができる人材の育成>

- ・引き続き、WXBCでの活動等を通じて、気象データを利活用できる人材の育成に取り組んでいく必要がある。

主な課題

基盤的気象データの
オープン化・高度化

気象データ利活用に
係る普及啓発

気象データ利活用が
できる人材の育成

更なる気象データ
利活用促進に向けて

今後の対応方針

- 新しい気象データの提供や気象データの精度向上や高解像度化を進め、気象庁ホームページや支援センターを通じて提供する基盤的な気象データの更なる拡充を図る。
- 気象庁ホームページにおける気象データの技術資料の充実など利便性の向上に取り組む。
- クラウド技術を活用することにより、大容量化が進む気象データ等を共有できる環境の構築を検討する。
- 気象庁では、WXBCでの活動等を通じて、引き続き、産業界において、気象情報・気象データの利活用が拡大するよう普及啓発に努める。
- ユーザー企業における気象データ利活用による費用対効果の理解促進のため、具体的な費用対効果事例を示すことができるよう調査を実施する。
- WXBCの活動についても、気象データを活用したサービスに出会える場として、より効果的な活動となるよう、これまでの総括を行い、必要に応じあり方の見直しを図っていく。
- 気象庁では、気象データアナリスト育成講座が広く開講されるよう、講座開講を予定している事業者に対し必要な支援を行うとともに、より多くの方々に同講座が受講されるよう、WXBC等と連携し広く周知するなど、政府の成長戦略に沿って当該制度の推進に取り組む。
- 2020年12月には交通政策審議会気象分科会から以下の提言「気象業務における産学官連携の推進」をいただいた。
 - ・産学官の対話の場の構築
～ 役割分担から連携の強化へ ～
 - ・人材の交流や育成
～ 技術、ノウハウの保有から共有へ ～
 - ・産学官共同事業の推進
～ 独自の事業から連携事業へ ～
 - ・クラウド技術を活用した新たな気象情報・データの共有環境の構築
～ データの配信から共有へ ～
- 気象庁では、分科会の提言で示された施策を進め、本政策レビューのテーマである産業分野を含め、社会全体における気象情報の幅広い利活用を図り、気象業務全体がより一層社会に貢献していけるよう取り組む。